

上下水道事業に関する質問事項及び回答

	質問事項	回答	関係課
1	<p>・使用料算定期間は3年ごとに見直されていますが、行政指導、個別指導を積極的に行い、早期に下水道が実現する様、努力する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>(水洗化の促進について回答いたします。)</p> <p>下水道への接続は、下水道法第11条の3により3年以内に実施しなければならないと規定されております。</p> <p>そのため、下水道整備のための地元説明会の際に、水洗化までの流れを紹介する「水洗化のしおり」を配布し水洗化をお願いしています。また、下水道の供用に合わせて局職員による訪問よびかけを実施して、早期接続をお願いし、その後1年経過、2年経過毎に文書通知を発送し、重ねて早期接続を依頼しております。</p> <p>法定期限の3年を経過してもなお未接続のお宅に関しては、戸別訪問をして水洗化の支援策を紹介するなどしております。</p> <p>さらに、早期接続を促すため、平成23年度から融資あっせん制度の充実を図る予定です。</p>	業務課
2	<p>・少子高齢化や人口の減少、コスト削減により水道料金の収入が激減していると思います。そこで毎年見直す必要があると考えています。そうすることによって3年～5年後が見えて来るのではないのでしょうか。</p>	<p>水道料金の算定期間については、水道法施行規則第12条に「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」と規定されております。</p> <p>これは、水道料金が使用者の日常生活や企業活動に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持する必要があるということから定められております。</p> <p>このため、料金の算定に当たっては、長野市水道ビジョンに基づいて、5年先までの財政推計を行った上で3年間の料金を算定し健全経営に努めています。</p>	総務課
3	<p>・地球規模で水資源が逼迫していること、水源の維持に経</p>	<p>料金改定が行われた場合には、使用者に対し、改定内容について</p>	経営管理課

	<p>費がかかること、などについて積極的に啓発（上下水道料金納入通知書や水道使用量のお知らせ(検針)票など）を行い、料金改定に係る市民の理解と協力を得る試みを行う必要があるのではないかと思われるが、できないことなのだろうか。</p>	<p>ご理解いただけるよう市広報紙等へ掲載するとともに、「改定のお知らせ」を各家庭に配布するなど周知を図っています。</p> <p>ご提案の料金納入通知書や検針票については、スペースの関係から料金改定の内容についてご理解いただけるだけの情報を掲載することは難しいと考えております。</p> <p>今後も料金改定に限らず、上下水道事業について市民の皆様にご理解いただけるよう様々な広報媒体の利用を検討するとともに、施設見学の実施や局独自のホームページの開設など効果的な周知方法を検討していきたいと考えています。</p>	<p>総務課</p>
<p>4</p>	<p>・(同時に)経費節減による消去法に依らず、通知書やお知らせ表に企業のCM掲載を行い掲載料収入を得て、あるいは水道水ペットボトル「戸隠の水」の販売(輸出/1リットル当たり石油ガソリン価格とペットボトル水価格はほぼ同じ)など、事業外収入による事業経費充当を図るといった道筋を描くことはできないのであろうか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 市民税の場合 年1回80,000通で広告料40,000円 上下水道局封書発送件数(H21実績) 負担金担当 約18,000通 水洗促進担当 約2,200通</p> </div>	<p>長野市から送付する封筒への企業広告の掲載については、「長野市広告掲載取扱要綱」により長野市全体として実施し、経費節減に努めているところですが、上下水道局から送付する局独自の封書については、発送数が少なく、印刷経費や余った封筒が無駄になることなどを考慮するとコスト高になり、局独自の封書への広告掲載は難しいと考えています。</p> <p>また、水道水のペットボトル「戸隠の水」については、過去に製造・販売した経緯はありますが、主として広報を目的に製造したものであり、事業外収入として採算ベースに乗せるためには、単独の製造ラインや安定した販売ルートの確保、輸送コストの低減など課題が多く難しいと考えています。</p> <p>事業外収入については、今後、他事業体を参考にしつつ、局独自ホームページへの広告掲載など様々な方法を検討していきたいと考えています。</p>	<p>総務課 業務課 浄水課</p>